

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

| 目次                                       |            | ページ |
|------------------------------------------|------------|-----|
| 規 則                                      |            |     |
| ◎高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |            | 1   |
| 告 示                                      |            |     |
| ○保安林の解除                                  | (治山林道課)    | 1   |
| ○公共測量の実施の通知（3件）                          | (用地対策課)    | 1   |
| ○公共測量の終了の通知（2件）                          | (        ) | 1   |
| 公 告                                      |            |     |
| ○林業種苗法による生産事業者の登録証の記載事項の変更               | (木材増産推進課)  | 1   |

## 規 則

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和7年5月16日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県規則第47号

#### 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年高知県規則第10号）の一部を次のように改正する。

- 別記第1号様式中「㊤」を削る。  
別記第2号様式中「㊤」を削る。  
別記第3号様式中「㊤」を削る。  
別記第4号様式中「㊤」を削る。  
別記第5号様式中「㊤」を削る。  
別記第6号様式中「㊤」を削る。  
別記第7号様式中「㊤」を削る。  
別記第8号様式中「㊤」を削る。  
別記第9号様式中「㊤」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 高知県告示第371号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年5月16日

高知県知事 濱田 省司

- 解除に係る保安林の所在場所  
幡多郡黒潮町御坊畑字上ウツゲジリ1007の8
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため

### 高知県告示第372号

高知県土木部須崎土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年4月18日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月16日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 作業期間  
令和7年4月25日から令和8年2月27日まで
- 作業地域  
高岡郡津野町

### 高知県告示第373号

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年4月25日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月16日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成、数値地形図データ更新）
- 作業期間  
令和7年4月25日から令和8年3月31日まで
- 作業地域  
高知市（旧高知市、旧春野町域）

### 高知県告示第374号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和7年4月25日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月16日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類  
公共測量（基準点測量、数値地形図データ作成、路線測量）
- 作業期間  
令和7年4月25日から同年12月15日まで
- 作業地域  
室戸市羽根町甲地区

### 高知県告示第375号

高知市長から令和6年5月高知県告示第373号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月16日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県告示第376号

高知県農業振興部中央東農業振興センター所長から令和6年7月高知県告示第466号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年3月21日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年5月16日

高知県知事 濱田 省司

## 公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、生産事業者の登録証の記載事項の変更の届出があった。

令和7年5月16日

高知県知事 濱田 省司

| 登録番号 | 生産事業者の氏名又は名称 | 変更内容     |            | 変更年月日     |
|------|--------------|----------|------------|-----------|
|      |              | 変更事項     | 変更前<br>変更後 |           |
| 1547 | 柳川 麻人        | 生産事業者の氏名 | 柳川 政秀      | 令和7年4月23日 |
|      |              |          | 柳川 麻人      |           |